



世界電気通信/ICT政策フォーラム専門家グループ会合(IEG-WTPF-21)及び国際電気通信規則のレビューに関する専門家グループ会合(EG-ITRs)結果報告

総務省 国際戦略局 国際政策課 やまくち のりふみ
山口 典史

総務省 国際戦略局 国際政策課 おざわ りょうじ
小澤 亮二

総務省 国際戦略局 国際政策課 おおつき めみこ
大槻 芽美子

1. はじめに

2021年5月に開催予定の世界電気通信/ICT政策フォーラム(WTPF-21)及び2022年ITU全権委員会議で報告を予定している国際電気通信規則(ITR)のレビューに向けて、2019年よりそれぞれ専門家会合が行われている。通常これらの会合は理事会作業部会の一部として開催されるものであったが、今回は新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大の影響を受けた理事会の延期に伴い理事会作業部会が中止となったことにより、9月14～18日にわたり単独で開催された。本稿ではその2つの会合について報告する。

2. IEG-WTPF-21

2.1 第3回 IEG-WTPF-21概要

世界電気通信/ICT政策フォーラム(WTPF)は、電気通信環境の変化に伴う規制・政策問題を世界規模で検討することを目的とし、1994年のITU全権委員会議における日本提案に基づき設置されたフォーラムであり、2021年に第6回会合(WTPF-21)をジュネーブにて開催することが2018年全権委員会議で決議されている。2019年理事会では同会合をWSISフォーラムと連続して3日間、スイス・ジュネーブにおいて開催することが合意された。WTPFでは規制に関わる文書を作成することはしないが、コンセンサスにより事務総局長レポートとオピニオン文書が採択される。また、会合に先立ち4回の専門家会合(IEG-WTPF-21)が実施される予定となっており、今回がその第3回目であった。

会合は2020年9月14～16日の3日間にわたってリモートで開催され、ITU加盟国及びセクターメンバーのほか、市民団体、学术界などから約70名が参加した。

2.2 IEG-WTPF-21議論の結果

■WTPF-21及び専門家会合の日程変更

WTPF-21及びIEG-WTPF-21の日程は、2019年の理事会決定611において定められたが、2020年6月の理事会バーチャルコンサルテーションにおいて、COVID-19の感染拡大

の影響を考慮し、2021年5月に開催予定であったWTPF-21を延期する可能性を検討することが奨励された。これを受け事務局がWTPFの開催を2022年6月まで延期すること、延期された1年の間に、更に2回の専門家会合を開催することを提案した。米国、英国、カナダより、2021年にはWTSA-21、WTDC-21など大規模な会議が多く予定されているため、WTPF-22(WTPF-21から名称変更)への準備会合を増やすことは困難であるとの意見が出されたことから、会合日程については11月に予定されている第2回理事会バーチャルコンサルテーションにおいて改めて議論することとなった。

■ITU事務総局長レポート案

事務総局長レポートは、IEG-WTPF-21で出された意見を反映し、WTPF-21において議論すべき内容をまとめたものとなっている。前回に引き続き、議論の対象を「新興電気通信/ICT」または「新興デジタル技術とトレンド」のどちらで記載するかで意見が分かれた。これは、2019年理事会で決定されたWTPF-21のテーマに両方の文言が含まれていることが原因の一つである。「新興電気通信/ICT」は明確にITUのマנדート内といえるが、「新興デジタル技術」とした場合、ITUのマンドート外の内容が含まれる恐れがあるため、欧米諸国、オーストラリア及び我が国は「新興電気通信/ICT」の記載を主張している。どちらかに統一するという努力は適わず、本件のアドホック議長を務めるイランが両方の用語を含む形のドラフトレポート案を準備し、その文書を基に次回会合で再度議論することとなった。

■オピニオン案

オピニオン案については現在10件のテーマが提案されている。WTPFで作成されるオピニオンは通常5～6件であることから、議長より、類似の案件を統合し、更に数を減らすことが求められた。米国、英国がテキストを精査せずに数を絞ることに反対したが、ブラジルより以下の案1と6、

■表. オピニオン案

No.	タイトル	提出国
1	Mobilizing new and emerging telecommunications/ICTs for sustainable development (持続可能な開発に向けた新興電気通信/ICTの動員)	英国
2	Inclusive access to new and emerging telecommunications/ICTs for sustainable development, including for women and girls (女性と女兒を含む持続可能な開発に向けた新興電気通信/ICTへの包括的アクセス)	
3	An enabling environment for investment in new and emerging telecommunications/ICTs (新興電気通信/ICTへの投資を可能にする環境)	
4	Fostering digital skills, education and inclusion (デジタルスキル、教育、インクルージョンの育成)	米国
5	Mobilizing an enabling policy environment to foster the development and deployment of new and emerging telecommunications/ICTs for sustainable development (持続可能な開発に向けた新興電気通信/ICTの開発促進への有効な政策環境の動員)	
6	Mobilizing new solutions for connectivity (コネクティビティのための新たなソリューションの動員)	
7	Policy Challenges related to OTTs (OTTに関連する政策課題)	エジプト、ガーナ
8	New and emerging technologies, in particular Artificial Intelligence for Sustainable Development (新興技術、特に持続可能な開発のためのAI)	サウジアラビア、ヨルダン、ガーナ、南アフリカ、エジプト、ロシア、キューバ
9	Building Confidence and Security in the Era of New and Emerging Technologies (新興技術時代における信頼とセキュリティの構築)	
10	Mobilizing new and emerging telecommunications/ICTs for sustainable development in the context of helping to eliminate and manage the effects of the COVID-19 pandemic (COVID-19パンデミックによる影響の排除と管理の支援における、持続可能な開発に向けた新興電気通信/ICTの動員)	ロシア、サウジアラビア

案2、3及び5、案7と8をそれぞれ統合するという具体的提案が出されたことから、議長がブラジルに対し同提案を寄書として次回会合に提出するよう求め、その文書を基に次回会合で再度議論することとなった。現在の案は表のとおり。

2.3 今後の予定 (※理事会により承認された場合)

- ・第4回専門家会合 (2021年2月)
- ・第5回専門家会合 (2021年9月) ※
- ・第6回専門家会合 (2022年1月) ※
- ・WTPF-22開催 (2022年6月1日～3日) ※

3. EG-ITRs

3.1 第3回 EG-ITRs概要

2018年ITU全権委員会議においてITRの包括的なレビューを実施するための専門グループ (EG-ITRs) を再度開催する決議が採択されたことを受け、2019年理事会でEG-ITRsに対する付託事項 (Terms of Reference: ToR) の見直し・改訂が行われ、EG-ITRsは2012年改正のITRについて、電気通信/ICTの新たなトレンドや課題を考慮し、条文ごとにその適用可能性や柔軟性に関する検討を行うこと、またそれらの進捗に関する報告書を2020年及び2021年の理事会に、最終報告書を2022年の理事会に提出し、理

事会のコメントを付した同報告書を2022年全権委員会議に提出することとなった。2019年9月の第1回会合で作業方法が決定され、2020年2月の第2回会合で2012年ITRの第1条から第7条までがレビューされた後、第3回となる今回会合では同ITRの第5条から第8条までをそれぞれレビューした。

会合は2020年9月17～18日の2日間にわたってリモートで開催され、ITU加盟国及びセクターメンバーの他、市民団体、学术界などから約70名が参加した。

3.2 EG-ITRs議論の結果

今会合では、2012年ITR (我が国は未署名) のうち以下の条項につき、その適用可能性や柔軟性に関する意見が求められていた。

- ・第5条 人命の安全及び電気通信の優先順位
- ・第6条 網の安全性及び頑強性
- ・第7条 要求していない大量電子通信
- ・第8条 課金及び計算
- ・付録第1 計算に関する一般規定

ロシア、南アフリカ、メキシコ、エジプト、サウジアラビアは、上記条文はネットワークやサービスの提供・発展を促進する上で十分に適用性があり、かつ新しいトレンドや新たな課題にも柔軟に対応しているとして、ITRの必要性を主張した。反対に、英国、米国、カナダ、オランダ、オー



ストラリアやセクターメンバー*は、上記条文のほとんど、またはITR全体が、適用性も柔軟性も持たず改正は不要であること、また市場や規制環境が急速に変化する中、条約レベルの規定は不要であることを主張した。このほか、1988年のITR制定当初と異なり電気通信事業者のほとんどが民営化された中でも、加盟国がITRを実施する上で主導的な役割を果たす必要があることを再度主張し、ITRを適用可能な形に改正すべきとする意見がエジプト、サウジアラビアから提出された。

議論では前回のEG-ITRsと同様に、報告書に全ての異

なる意見を反映させることが合意され、各条文に対する双方の立場を反映するサマリーテーブルが作成された。次回のEG-ITRs (2021年2月) では、ITRの第9条から第14条及び付録第2につき、それらの適用可能性と柔軟性に関するレビューを行う。

3.3 今後の予定

2021年2月：第4回EG-ITRs

2021年9月：第5回EG-ITRs

2022年全権委員会議直前：第6回EG-ITRs

* Bell Mobility (カナダ) ; KDDI, NTT DOCOMO (日本) ; AT&T, Verizon (米国)